

社会福祉法人東村山けやき会役員等の報酬に関する規則

制 定 施 行	平成 17 年 5 月 9 日
一 部 改 正 施 行	平成 23 年 4 月 1 日
一 部 改 正	平成 25 年 3 月 26 日施行 平成 24 年 4 月 1 日から適用
一 部 改 正 施 行	平成 26 年 6 月 1 日
一 部 改 正 施 行	平成 29 年 4 月 1 日
一 部 改 正 施 行	平成 30 年 11 月 13 日
一 部 改 正 施 行	令和 3 年 11 月 30 日
一 部 改 正	令和 6 年 6 月 11 日

(目的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人東村山けやき会の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関して定める。

(役員等の報酬)

第 2 条 役員等（理事長及び常勤の職員である役員等を除く。以下同じ。）の報酬は、役員等が、理事会、業務監査又は評議員会に出席したとき、又は理事長の要請により法人及び施設の運営のための業務にあたったとき（理事会、業務監査又は評議員会に出席した同日にその業務にあたった場合を除く。）に、出席の都度、日額 10,000 円を支給するものとする。

(理事長の報酬)

第 3 条 理事長の報酬は、月額 125,000 円及び年額 250,000 円とする。年額報酬は、6 月と 12 月にそれぞれ年額の 2 分の 1 を支給する。

2 理事長には、その就任した日の属する月から当月分の報酬を当月末日までに支給する。また、月の途中で再任された場合も同様とする。

3 理事長が、任期満了又は辞職等によりその職を離れたときは、離職した日の属する月の当月分までの報酬を支給する。

4 第 1 項の年額報酬は、6 月 1 日及び 12 月 1 日に理事長の職にある者に支給する。

(報酬等の支給の基準及び上限)

第 4 条 理事長及び役員等の報酬の支給の基準及び上限は、次に定めるところによる。

役員等	算定基準	年度支給上限額（1 人の総額）
評議員	日額報酬に出席日数を乗じる。	50,000 円

理事	日額報酬に出席日数を乗じる。	500,000 円
理事長	月額報酬及び年額報酬	2,000,000 円
監事	日額報酬に出席日数を乗じる。	500,000 円

(報酬の支払い)

第5条 第2条及び第3条に規定する報酬は、現金で直接本人にその全額を支給する。

2 報酬は、本人から申出のある場合は、口座振替の方法により支給することができる。

附 則

この規則は、平成 17 年 5 月 9 日から施行し、同年 4 月分から適用する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 3 月 26 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(この規則の適用対象)

2 この規則による改正後の社会福祉法人東村山けやき会役員等の報酬に関する規則は、新定款が認可された日以後に初めて選ばれた理事、監事及び評議員が職務のため出席した日から適用する。ただし、理事長にあっては初めて選ばれた日の属する月から適用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年11月30日から施行する。

附 則

この規則は、評議員会においてこの規則による役員等の報酬改定の決議があった日の属する月の翌月1日から施行する。